

大 個 審 第 10 号
(答 申 第 2 5 3 号)
平成 2 5 年 6 月 2 7 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 2 5 年 3 月 1 5 日付け府情第 2 7 3 3 号で諮問のありました「歴史的文書資料類に記録されている個人情報の取り扱い」に係る大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 7 条第 3 項第 7 号に規定する個人情報の本人収集の原則に対する例外事項、条例第 7 条第 5 項に規定するセンシティブ情報の収集禁止の原則に対する例外事項、並びに条例第 8 条第 1 項第 9 号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止の原則に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることが前提に、本件収集並びに提供及び利用に関する例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 大阪府公文書館が歴史的文書資料類（以下「文書等」という。）を収集するに際しては、当該文書等に個人情報が含まれているか否かを確認すること。
特に、センシティブ情報等、慎重な取扱いを要する個人情報が含まれているか否かについては、十分に確認するよう努めること。
- 2 収集した文書等に含まれる個人情報を府民等の利用に供する際には、大阪府公文書館利用要領第 2 条別表で定める取扱い基準（以下「取扱い基準」という。）に基づき適切に運用すること。
なお、その際、必要な場合には、文書等の収集元等の意見を聴いた上で対応すること。特に、センシティブ情報を府民等の利用に供する場合には、慎重に取り扱うよう留意するとともに、時の経過による社会情勢や社会の受け止め方の変化を考慮して適切に対応すること。
- 3 取扱い基準に基づく府民等による利用の状況について、おおむね 1 年毎を目処に、本審議会への報告を行うこと。
- 4 今後、取扱い基準中の「該当する可能性のある情報の種類の例（参考）」を見直すなど、取扱い基準の内容について大きな変更等がある場合には、改めて本審議会の意見を徴すること。